

西東京市立中学校給食の
開始時期及び給食費について

答 申

平成 22 年 11 月

西東京市立学校給食運営審議会

西東京市立中学校給食の開始時期及び給食費について、西東京市教育委員会竹尾格委員長から、平成 22 年 5 月 31 日第 3 回西東京市立学校給食運営審議会において、平成 22 年 5 月 31 日付け 22 西教学第 157 号により諮問を受けた本審議会は、同年 6 月 25 日、同年 7 月 28 日、同年 9 月 3 日、同年 9 月 28 日、同年 10 月 14 日、同年 11 月 2 日に審議会を開催して審議した結果、次の第 1 のとおりの結論に達したので答申する。

第 1 答申

1 中学校給食の開始時期について

中学校給食の開始時期は、開始初年度については 5 月 20 日を基準日とすることが適当である。

2 給食費の額について

給食費の額は一食あたり 320 円が妥当である。

給食の申し込みにあたっては、給食費の未納を防止するために各学期ごとの振込みによる前払いとすることが妥当である。なお、保護者の利便性に配慮した方法を検討することも必要である。

中学校給食の開始にあたっては、安全・安心を最優先とした上で、円滑に実施していくことが必要である。

また、実施方法等を事前に市民・保護者へ周知する必要があり、教育委員会において対策を講じるよう申し添える。

第2 審議の経過

中学校給食の開始時期については、西東京市中学校給食開始準備検討委員会で作成した中間報告書において、9月開始が適当であるとされている。

その主たる理由として、調理業務委託業者が必要人員の手配及び調理機器操作の習熟に一定期間を要すること、給食を開始する中学校における生徒の需要を把握するため一定期間が必要なことがあげられている。

本審議会では、開始時期に影響があると思われる事項について検討した。

中学校給食の給食費の額については、西東京市中学校給食開始準備検討委員会で作成した中間報告書において、一食あたりの金額が320円とされている。

本審議会では、この金額の妥当性について検討した。

1 各回の審議経過の概要及び審議資料

(1) 第3回 平成22年5月31日(月)

答申に向けての検討方法について

・「給食費について」検討部会を設置

今後の審議会開催予定について

配布資料の説明

資料1 西東京市立学校給食運営審議会委員名簿(平成22年5月31日作成)

2 諮問文(写し)

(2) 第4回 平成22年6月25日(金)

中学校給食の開始時期について

配布資料の説明

資料1 調布市学校給食年表(抜粋)

2 中学校給食実施に向けて(調布市)

(3) 第5回 平成22年7月28日(水)

中学校給食の開始時期について

配布資料の説明

資料1 中学校給食の開始年度と給食調理業務民間委託の状況

2 現状の給食調理業務委託スケジュール

(4) 第6回 平成22年9月3日(金)

中学校給食の開始時期について

- (5) 第 7 回 平成 22 年 9 月 28 日 (火)
中学校の給食費の額について
配布資料の説明
資料 1 西東京市立学校給食運営審議会部会会議録 (第 2 回・第 3 回)
2 26 市の給食費・給食回数・給食費の徴収方法に関する資料
3 26 市の給食費に関する資料
- (6) 第 8 回 平成 22 年 10 月 14 日 (木)
中学校給食の開始時期について
答申内容について
- (7) 第 9 回 平成 22 年 11 月 2 日 (火)
答申内容について
配布資料の説明
資料 1 答申 (案)
- (8) 第 10 回 平成 22 年 11 月 10 日 (水)
答申

2 検討部会の審議経過の概要及び審議資料

- (1) 第 1 回 平成 22 年 6 月 25 日 (金)
中学校の給食費の額について
- (2) 第 2 回 平成 22 年 7 月 14 日 (水)
中学校の給食費の額について
配布資料の説明
資料 1 平成 22 年度学校給食のお知らせ
2 東京都と西東京市の食品構成表・一食単価のまとめ
3 26 市給食費関係一覧 (平成 21 年度当初予算)
- (3) 第 3 回 平成 22 年 7 月 28 日 (水)
中学校の給食費の額について

3 主な審議内容

- (1) 中学校給食の開始時期について
調理業務委託の問題
現在、小学校において給食調理業務を新たに民間委託化する場合には、夏期休業中に業務の引継ぎ、開始準備作業を行う必要があり、9 月開始と

している。

中学校給食は、既に委託化を実施している小学校を親校として実施するため、基本的に業務の引継ぎはなく、同一業者が給食調理を行うため、9月までの準備期間は必要がないものとする。

しかしながら、業者が変更となることも考えられることから、円滑に給食を提供するためには、4月からの開始は避けることが望ましいと考える。

給食申込人数の把握

中学校給食では、給食費の未納を防止するために振込みによる前納制を想定しており、事前に、在校生及び新入生の給食申込み、給食費の入金確認を行う必要がある。

また、食材は給食実施の1か月前には発注を行う必要があるため、4月中に給食申込者の人数を把握し、入金確認後に発注することを考えると最短で5月中旬に給食開始が可能と考える。

親校となる小学校の状況

第1期の親校となる小学校3校(田無小学校・碧山小学校・柳沢小学校)は、夏期休業中に給食室の改修工事を完了している。

改修工事終了後、平成22年9月上旬より小学校給食の調理を再開しており、中学校給食を想定した献立の検討及び作業工程の確認作業などを各校で実施している。

小学校校長会からは、献立の作成、食材の発注、親子給食調理手順の検証、配送シミュレーション等の準備が整う時期を考慮すると、5月20日には開始可能という具体的な開始時期が提示された。

なお、審議の中において、1年を通じて十分な検証作業を行い、9月開始としたいとの意見もあった。

中学校の対応について

新学期開始の4月は、新1年生の対応や教職員の異動等、学校の体制が大きく変化する時期である。学校が平常どおりに落ち着くには、おおよそ1か月はかかるといわれている。

中学校給食を円滑にスタートするためには、小学校校長会より提案された5月20日頃に開始することが望ましいと考える。

中学校栄養士・給食費事務職員の配置について

中学校栄養士と給食費事務職員は、中学校給食の開始にあたって必要な人員であり、給食開始1～2か月前には配置が必要である。中学校給食の運営に支障がないよう配慮する必要がある。

(2) 給食費の額について

西東京市の給食の食材

現在、小学校給食の実施にあたっては、国内産食材の使用、地場産の野菜等を可能な限り取り入れる等、安全でおいしい給食を提供しており、中学校給食においてもこの方針は変更しない。

中学校の給食費の額

中学校給食の量は「児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準」において生徒「生徒(12歳から14歳)の場合」の摂取基準が、給食費等の算定の基準となる小学校中学年「児童(8歳から9歳)の場合」のおよそ1.3倍の数値であることから、中間報告書に記載の一食あたり320円は妥当であることを確認した。

【計算式】

(小学校中学年の給食費(約256円) - 牛乳代(約47円)) × 1.3倍 + 牛乳代(約47円) 320円

平成 22 年 11 月 10 日

西東京市立学校給食運営審議会

会 長	有澤	多津子
副会長	穴戸	鈴子
委 員	加藤	栄
	栗田	彩
	石井	勝弘
	林	千恵美
	中村	悦子
	終夜	礼子
	横田	真由子
	飯塚	敦子
	清水	淑
	加藤	智子
	池谷	悦加
	皆川	裕明
	齋藤	葉子
	新出	真理